明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令（一六）　四
○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（一七）　五
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一八）　六
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九）　六
○旅館業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇）　六
○旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二一）　七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二二）　七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令（二四）　九
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五）　一〇
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（二六）　一〇
○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（二七）　一一

〔府　令〕
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四）　一二

〔府令・省令〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・文部科学・厚生労働**一）　一二

〔省　令〕
○国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（**財務**二）　一五
○旅館業法施行規則及び環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**九）　一五
○道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（**国土交通**五）　一九

〔告　示〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（**内閣府・文部科学・厚生労働**一）　二四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出がなかったので公表する件（**総務**三八）　二五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三九）　二六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**四〇）　二六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**四一）　二六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四二）　二六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**四三）　二七
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**四〇）　二九
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四一～四四）　二九
○高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約の効力発生に関する件（**外務**二六）　三一
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成三十年度及び平成三十一年度における財政安定化基金拠出率（**厚生労働**二一）　三五
○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**一二六）　三六
○標準引越運送約款等の一部を改正する告示（**同**一二七）　三六
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（**同**一二八）　三九
○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**一二）　五九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。